

第127回南あわじ市議会定例会議事日程（第7号）

令和6年9月27日（金）午前10時開議

第1 議案第66号、議案第75号（2件一括上程）

議案第66号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第2号）

議案第75号 令和6年度南あわじ市一般会計補正予算（第3号）

第2 議案第67号～議案第74号（8件一括上程）

議案第67号 令和6年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第69号 南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第70号 南あわじ市国民宿舎条例を廃止する条例制定について

議案第71号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）

議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）

議案第73号 道の駅うずしおリニューアル工事請負変更契約の締結について

議案第74号 （仮）成相川橋橋梁下部工事（1期）請負契約の締結について

第3 認定第1号～認定第12号（12件一括上程）

認定第1号 令和5年度南あわじ市一般会計決算の認定について

認定第2号 令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

認定第3号 令和5年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

認定第4号 令和5年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

認定第5号 令和5年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

認定第6号 令和5年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

認定第7号 令和5年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について

認定第8号 令和5年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について

認定第9号 令和5年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について

認定第10号 令和5年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について

認定第11号 令和5年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について

認定第12号 令和5年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

第4 発議第2号 原口育大議員辞職勧告に関する決議について

第5 発委第2号 南あわじ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

第6 議員派遣の申し出

第7 議会運営委員会、常任委員会の閉会中の継続調査の申し出

(公印省略)
令和6年9月25日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員長 蛭 子 智 彦

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第66号	令和6年度南あわじ市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第75号	令和6年度南あわじ市一般会計補正予算(第3号)	原案可決

(公印省略)
令和6年9月24日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会委員長 長 船 吉 博

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案第67号	令和6年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第68号	南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第69号	南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第70号	南あわじ市国民宿舎条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第71号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）	原案可決
議案第72号	公の施設の指定管理者の指定について（あわじ島まるごと食の拠点施設「農畜水産物飲食施設」）	原案可決
議案第73号	道の駅うずしおリニューアル工事請負変更契約の締結について	原案可決
議案第74号	（仮）成相川橋橋梁下部工事（1期）請負契約の締結について	原案可決

(公印省略)
令和6年9月19日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

決算審査特別委員会委員長 阿 部 守

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第108条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
認定第1号	令和5年度南あわじ市一般会計決算の認定について	認定
認定第2号	令和5年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について	認定
認定第3号	令和5年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	認定
認定第4号	令和5年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について	認定
認定第5号	令和5年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について	認定
認定第6号	令和5年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について	認定
認定第7号	令和5年度南あわじ市国民宿舎事業特別会計決算の認定について	認定
認定第8号	令和5年度南あわじ市広田財産区特別会計決算の認定について	認定

議案番号	件名	結果
認定第9号	令和5年度南あわじ市福良財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第10号	令和5年度南あわじ市北阿万財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第11号	令和5年度南あわじ市沼島財産区特別会計決算の認定について	認定
認定第12号	令和5年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について	認定

発議第2号

令和6年9月27日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

提出者 南あわじ市議会議員 長 船 吉 博

賛成者 南あわじ市議会議員 谷 口 博 文

廣 内 孝 次

蔭 山 順 子

土 井 巧

大 江 幸 司

原口育大議員辞職勧告に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

原口育大議員辞職勧告に関する決議

本議会は、原口育大議員の議員辞職を勧告する。
以上、決議する。

令和6年9月27日

南あわじ市議会

提出の理由

さる、6月26日の定例会において、議案第64号財産の取得についての反対討論の中で、原口育大議員の発言に問題があり、私たちの産業厚生常任委員会でその内容を協議致しました。

原口育大議員は、この議案第64号は財産の取得についての議案であるにも関わらず、「私は財産の取得については反対ではありませんが」と言いました。それなら何故、反対討論をするのか矛盾しています。

それに所管外の議員が、この産業厚生常任委員会での審査は、「審査不十分であり」とはっきり言い切り、また、「継続して十分な審査が行われてから採決すべきであると考えます」とも言っています。その上に、「継続審査すべき」との意見も言っています。

この4項目において、所管外の議員が公の場で当委員会を批判し、侮辱しています。

各常任委員会には議長がオブザーバーとして出席しています。もし、議長が当委員会の審査が不十分だと思えば、委員長に、もう少し審査をすべきであるのではと指導もあると思います。しかし、議長からの指導もありませんでした。

また、議会運営委員会で委員長からの反対討論の内容を取り消してはとの温情的な発言にも従わずにいました。

所管外の原口育大議員の発言は当委員会の審査だけでなく、議長及び議会全体への軽視と侮辱的発言であると思います。

原口育大議員は過去に2回も議長を経験しているのに、審議の内容を理解せず、所管の意味も理解していません。

議会では各常任委員会を編成し、議会に上程する議案を議長がどの所管なの

かを判断し、審査の全権を付託します。付託された委員会では全責任を持って審査に臨んでいます。

2回も議長を経験している原口育大議員の今回の発言と行為行動は産業厚生常任委員会及び議長・議会を軽視・侮辱した発言であり、議員辞職勧告に十分値するものであります。

よって、ここに議員辞職勧告決議案を提出します。

発委第2号

(公印省略)

令和6年9月27日

南あわじ市議会議長 印 部 久 信 様

提出者

議会運営委員会委員長 谷 口 博 文

南あわじ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

南あわじ市条例第 号

南あわじ市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、南あわじ市議会議員（以下「議員」という。）が南あわじ市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における南あわじ市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正

があった場合にあっては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

提出の理由

この条例制定は、令和5年3月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、南あわじ市に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表するなど、議員個人による請負の状況の透明性を確保するために必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日に始まる会計年度における請負から適用すると定めております。

議員派遣申出書

令和6年9月27日 定例会

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第162条の規定により議員を派遣する。

- 1 阿万港津波防災インフラ完成式典
 - (1) 目的 式典
 - (2) 派遣場所 阿万海岸海水浴場
 - (3) 期間 令和6年9月28日
 - (4) 派遣議員 正副議長、総務文教常任委員

- 2 南あわじ市戦没者追悼式
 - (1) 目的 追悼式
 - (2) 派遣場所 文化体育館
 - (3) 期間 令和6年10月6日
 - (4) 派遣議員 全議員

- 3 全国市議会議長会研究フォーラム
 - (1) 目的 フォーラム
 - (2) 派遣場所 トーサイクラシックホール岩手
 - (3) 期間 令和6年10月9日 ～ 令和6年10月10日
 - (4) 派遣議員 正副議長

- 4 東播・淡路市議会議長会正副議長研修会
 - (1) 目的 研修会
 - (2) 派遣場所 アートホテル盛岡
 - (3) 期間 令和6年10月9日
 - (4) 派遣議員 正副議長

- 5 暴力追放・安全安心まちづくり市民大会
 - (1) 目的 市民大会
 - (2) 派遣場所 市役所
 - (3) 期間 令和6年10月19日
 - (4) 派遣議員 議長、総務文教常任委員

- 6 福良港津波防災インフラ完成式典
 - (1) 目的 式典
 - (2) 派遣場所 福良港津波防災ステーション「うずまる」
 - (3) 期間 令和6年11月4日
 - (4) 派遣議員 議長、総務文教常任委員

(公 印 省 略)

令和 6 年 9 月 9 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

議会運営委員会

委員長 谷 口 博 文

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 9 月 2 5 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

総務文教常任委員会

委員長 蛭 子 智 彦

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 市の総合的企画、調整について
- (2) 行財政計画について
- (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
- (4) 情報化の推進について
- (5) 離島振興対策について
- (6) 国際交流及び友好市町の調査について
- (7) 人権施策について
- (8) 消防・防災対策の推進について
- (9) 教育の充実、文化・スポーツの振興と関係施設の整備について
- (10) 青少年の健全育成について
- (11) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 9 月 2 4 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

産業厚生常任委員会

委員長 長 船 吉 博

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 税の賦課徴収について
- (2) 生活環境の整備推進について
- (3) 福祉対策について
- (4) 介護保険と高齢化社会対策について
- (5) 医療体制と健康づくりの推進について
- (6) 商工業及び観光の振興について
- (7) 農業振興の推進について
- (8) 水産振興の推進について
- (9) 都市整備事業の推進について
- (10) 下水道事業の推進について
- (11) 農業委員会に関する事

2. 期 限

次回定例会迄

(公 印 省 略)

令和 6 年 9 月 1 1 日

南あわじ市議会

議長 印 部 久 信 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 吉 田 良 子

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- (1) 議会広報誌に関する事項
- (2) 議会報告会に関する事項
- (3) 議会ホームページに関する事項
- (4) 議会ライブ配信、録画配信に関する事項
- (5) その他議会広報広聴活動に関する事項

2. 期 限

次回定例会迄